

## 三田町の家数・人口と町役人・役負担

2008 年 1 月 1 2 日 講師：三田市市史編さん専門委員 三浦 俊明

### はじめに ー三田町(十丁町・三丁町)ー

江戸時代、三田の城下町である三田町には、北町・本町・南町からなる「三丁」というまとまりと、北町(東・西組)、本町(東・西組)、南町(東・西組)、桶屋町、福井町、足軽町、湯山町からなる「十丁町」というまとまりが存在した。三田町全体については、人口・負担など基本的な事項で不明な点が多い。

#### 1 文政 3 年(1820)年宗旨御改帳(市史第 4 巻近世史料 276 頁、史料 114)

江戸時代はすべての人が寺の檀家となり、宗旨改帳はそれを町や村単位で、家族ごとに書き上げたもの。家族構成や人口などが分かる。三田町では、寺院別に記されている。史料 114 は、南町東組の宗旨改帳で文政 3 年の当組の人口は 80 人。当組に家を持つ「本家」8 軒、土地を借りる「借地」5 軒、家を借りる「借家」10 軒が確認できる。

#### 2 安政 6 年(1859)年宗旨御改帳(283 頁、史料 115)

##### (1) 屋敷数・家数・人数の変遷

安政 6 年の南町東組の宗旨改帳では、「本家」6 軒、「借地」3 軒、「借家」23 軒、人口 115 人であり、文政 3 年と比して借家人が大きく増えていることが分かる。

また、同様の帳簿を素材にして、当組の 18 世紀末から明治初期までの人口をみると、幕末の嘉永 7 年(1854)頃から借家人が増加し、それに伴い人口が増えていることが指摘できる。

##### (2) 町役人一覧

19 世紀初頭からの南町東組の宗旨人別帳などの帳簿から町役人をみてみると、三田町全体の役人である「惣年寄」を福井氏と福尾氏がほぼ世襲していることが分かる。南町東組の「年寄」は、鍵屋重兵衛が世襲し、「組頭」2 名のうち 1 名は豊屋が代々勤めていることが確認できる。

#### 3 有力町人の盛衰(内神屋惣兵衛の場合)(263 頁、史料 110)

三田焼きを支えた有力町人の一人である内神屋惣兵衛は、寛政 11 年(1799)には、金を貸した際に、広大な土地を質を取っていることが史料から確認できるが、文政 7 年(1824)の史料 110 からは「銀拾貳貫目」を借り、家屋敷を質に入れていることが分かる。おそらく、この時期には内神屋の経営は、寛政期のように立ち行かなくなっていたと考えられる。

#### 4 寛政 7 年(1795)・天保 3 年(1832)南町東組歩帳に見る負担者の変遷(295~299 頁、史料 121・122)

「歩帳」は、家屋敷一カ所ごとに定めた役(家屋敷を持つ町人身分の者が負担する労役、実際には金銭で納められる、藩が取りたてる町人役と町の自治のための町役がある)と地子(「ちし」または「じし」と読み、宅地税にあたる)を書き上げた帳簿。役は、「丸」という単位を用いた。両年の史料から南町東組は、17 丸半を負担したことが分かる。両帳簿を比較し、その負担者を見ると寛政期に役を負担した 20 名のうちその子孫と推定できるのは、天保期に記される 17 名のうち 8 名であり、人の出入りが頻繁であったことが窺える。

#### 5 万延元年(1860)三丁割町役銀(公役銀)(301 頁、史料 126)

上記の「三丁」で 116 丸を負担したことが分かる。内容を見ると触れを各地に届けるための人足賃や、藩有林の木を武庫川に流し三田町にある木材小屋に揚げるための「木揚人足」の費用などを負担していたことが分かる。

#### 6 万延元年(1860)十丁割町入用銀(町役銀)(304 頁、史料 129)

上記の「十丁町」で町会所や郷会所の維持運営費を平均して負担していることが分かる。三丁割と十丁割から「十丁町」のうち「三丁」を除く 4 町は公役を負担していないことが推測される。その詳細は不明である。

### おわりに 城下町住民の変遷(南町東組の場合)

寛政 7 年以降明治初頭にかけての帳簿を検討すると、これらの時期をとおして存在した家は非常に限定されている。南町東組の居住の変動の激しさが窺える。なお、三田町全体の動向を知るための史料は現在のところ見当たらない。今後の史料調査について情報提供などを請うものである。